

「25-OHビタミンD：CLEIA」 検体検査実施料改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記項目につきましては、ビタミンD欠乏性くる病もしくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時またはそれらの疾患に対する治療中に測定した場合に実施料の算定が認められています。今般、令和2年4月1日からの診療報酬改定により、従来の400点から117点に実施料の改正が行われます。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

対象項目

● [27675] 25-OHビタミンD：CLEIA

項目コード	27675
検査項目名	25-OHビタミンD：CLEIA
検査実施料	117点 ^{*1,2} ([D007]血液化学検査「30」25-ヒドロキシビタミンD)
判断料	144点(生化学的検査(I)判断料)
備考	*1 令和2年4月1日より、実施料が400点から117点に改正されます。 *2 ビタミンD欠乏性くる病もしくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時またはそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できます。ただし、診断時には1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定できます。

[お知らせ]

今般の診療報酬改正により、平成30年10月から骨粗鬆症関連マーカーとして受託中の[27425]25-OHビタミンD(Total)[骨粗鬆症]《ECLIA法》につきまして、ビタミンD欠乏性のくる病、骨軟化症においても実施料の適用が拡大されました。

現在、くる病もしくは骨軟化症を診断目的とした25-OHビタミンD(くる病・骨軟化症)《ECLIA法》の検査項目を準備中のため、改めてご案内させていただきます。

対象期日

● 令和2年4月1日(水)より

